

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第728号 平成26年4月28日

少年法の厳罰化

少年犯罪に対する厳罰化を柱とする少年法の改正案が、4月11日参議院本会議で、自民・民主両党等の賛成多数で可決されました。

今回の少年法改正案のポイントは、

- ・不定期刑の上限10年を15年とする。
- ・刑の上限が10年以下の場合、そこから5年を引いた期間を下限とする。10年を超える場合、下限はその半分以上とする。
- ・無期懲役を減刑して有期刑とする場合、その上限を15年から20年にする。
- ・少年審判に検察官が出席できる対象事件を拡大する。
- ・少年に国費で弁護士をつける「国選付添人制度」の対象事件を拡大する。

というものです。

少年犯罪に対する厳罰化の流れは、今に始まったものではありません。

まず、2000年11月の改正において、16歳以上の少年による重大事件は「原則、検察官送致として刑事裁判にする」他、刑罰の適用年齢を「16歳以上」から「14歳以上」に引き下げています。その後、2007年の改正においては、少年院送致の年齢を「14歳以上」から「おおむね12歳以上」に引き下げています。

今回の少年法の改正も、こうした一連の厳罰化の流れと軌を一にしていますが、その背景は、依然として少年による凶悪犯罪が無くならない事に加え、被害者遺族

等から厳罰を求める声が大きくなって来ている事が上げられます。

今回の少年法の改正に対しては、以前から、少年犯罪が減少の傾向にある中で、少年犯罪に対する厳罰化は少年法の理念に反するのではないかと、また、厳罰化は犯罪の抑止に繋がらないといった批判の

触法少年(刑法)の補導人員の推移

	H15	H20	H24
補導人員(人)	21,539	17,568	13,945
凶悪犯	212	110	130
粗暴犯	1,467	1,347	1,469
窃盗犯	14,448	11,356	9,138
知能犯	39	65	61
風俗犯	132	137	202
その他刑法犯	5,241	4,553	2,945

平成25年警察白書から

声がありました。

そこで、少年犯罪の実態がどうなっているのか見ておきたいと思います。

少年犯罪の現状を見ると、左表の様に、10年前と比較すると、総数はもとより凶悪犯についても減少している事が分かります。これを見る限り、これまで以上の

厳罰化が必要かという意見も分からなくはありませんが、見方を変えれば、これまでの厳罰化の流れが新たな犯罪の抑止に一定の効果を与えて来たとも考えられます。

ただ、感覚的に少年による凶悪犯が増えている様に感じるのは、同じ凶悪事件でも、少年の場合は、その事件の特異性や凶悪性がより増幅されて私達の印象に残っているせいかも知れません。

私は、少年犯罪についても大人顔負けの凶悪な犯罪が起こっている以上、厳罰化の流れは止むを得ないと思っはいますが、同時に、厳罰主義だけで少年犯罪を抑止する事は非常に難しいだろうとも思っています。

少年は、家庭をはじめ学校や友人等との様々な関わりの中で、大きな影響を受けながら成長して行きます。不幸にして罪を犯した少年もそれは同様で、その少年を厳しく罰したからといって、それだけでは何の問題解決にも繋がらない事は明らかです。少年犯罪の抑止は非常に難しい問題ですが、さりとて手を拱いている訳には行きません。最も重要な事は、国民が、夢や希望を持って生き生きと暮らす事の出来る社会を作る事だと思います。

罪を犯した少年の心には「今」しかないのではないのでしょうか。少なくとも、将来の夢や希望を持って生きている様には思えません。私達は、少年に対してそんな生き方を選ばせてしまう社会の歪から目を背けてはいけないと思います。

また、子ども達をどう教育するかも、極めて重要です。

子ども達には、道徳教育はじめ学校教育全体を通して、社会規範に対する理解を深めさせ、道徳的に行動できる力を身に付けさせる必要があります。特に、不幸にして犯罪に手を染めた少年に対しては、犯した罪をしっかりと自覚・反省させると共に、社会に復帰する上で必要な力を身に付けさせなければなりません。そのための教育を充実する事は、犯罪の再発防止にとって不可欠です。

もう一つ重要な事は、罪を犯してしまった少年に居場所が作れるかという事です。少年が少年院等から出て来た時に、社会がどの様に彼等を受け入れるかが大きな問題です。たとえ一度は罪を犯してしまったとしても、自分には居場所があると確信出来れば、彼等は一人の社会人として社会に復帰する可能性も出て来ます。排除の論理からは、建設的な事は何も生まれません。

少年法は、刑法と同様犯罪から社会を守るための法制度ですが、刑法と根本において異なるのは、少年法は「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行う（少年法第1条）」事を目的としている事です。

つまり、少年法の究極の目的は「少年の健全な育成」にあるのですから、少年法の運用に当たっては、あくまでもこの趣旨が活かされるよう十分留意して欲しいと思います。（塾頭：吉田 洋一）